# 「安全で安心できる港区にする条例」の概要

### <本条例の特徴>

安全で安心できる港区の実現は、区民等、事業者及び区・警察署・消防署等の行政機関が協働して取り組むことが不可欠であり、このため、区・区民等・事業者の役割(責務)を明らかにするとともに、 安全で安心できるまちづくりに向けた推進体制を定めています。

指導・勧告に従わない事業者名等を公表できる規定を設けています。

### <本条例の目的(条例第1条)>

港区にかかわるすべての人々が相互に協力して、生活安全意識の向上を図るとともに、生活の安全確保及び犯罪の防止に向けた自主的な取組を推進し、安全で安心できる港区を実現することを目的とします。

## <条例上の活動主体の責務(条例第3条から第7条)>

- <区(条例第3条)>
- ・ 生活安全意識の啓発
- ・ 区民等が実施する自主的な生活安全活動に対する支援
- <区民等(条例第4条)>
- ・ 自らの生活の安全確保
- ・ 自主的生活安全活動の推進
- ・ 区の施策への協力
- <事業者(条例第5条)>
- ・ 安全な生活が営まれる環境の確保
- ・ 安全かつ健全な生活環境を阻害する恐れのある勧誘、宣伝活動の自粛
- 区の施策への協力

- <土地建物管理者(条例第6条)>
- ・ 土地建物の安全な環境の確保
- ・ 区の施策への協力
- < 建築主(条例第7条)>

#### 建築確認申請前の協議

- ・ 不特定多数の人が利用する建築物 への防犯設備等の整備努力義務
- ・ 建築確認申請前における警察署と の協議

# 

生活の安全確保及び犯罪の未然防止

- <指導及び勧告(条例第8条)>
- ・ 安全かつ健全な生活環境を阻害する恐れのある勧誘、宣伝活動を行った事業者に 対し、口頭・文書による指導を行うことができます。
- 指導に従わない事業者に対する改善の勧告を行うことができます。

- <公表(条例第9条)>
- ・ 勧告に従わない事業者を公表することができます。
- <表彰(条例第10条)>
- ・ 安全で安心できるまちづくりの推進に貢献したものを表彰します。